

台風等緊急時における愛知県高等学校体育連盟関係行事の取扱いについて

1 台風等による「暴風警報」が発表された場合の高体連が主催する各種行事の取扱いについて

(1) 各種体育大会（県大会）

- ア 午前7時までに暴風警報が解除された場合は、予定どおり競技を行う。
- イ 午前7時から午前9時までに暴風警報が解除された場合は、解除後3時間が経過した時刻を目途に競技を開始する。
- ウ 午前9時以降、県内全域又は一部地域に暴風警報が継続されている場合は、競技を行わない。
- エ 競技中に暴風警報が発表された場合は、ただちに競技を中止する。
- オ 競技の特性や会場の地理的条件等により、この申合せによりがたい場合は、各専門部で取扱いを検討し、関係する各学校に周知する。

(2) 各種体育大会（支部大会・ブロック大会）

- ア 午前7時までに暴風警報が解除された場合は、予定どおり競技を行う。
- イ 午前7時から午前9時までに暴風警報が解除された場合は、解除後2時間が経過した時刻を目途に競技を開始する。
- ウ 午前9時以降、当該地域に暴風警報が継続されている場合は、競技を行わない。
- エ 競技中に暴風警報が発表された場合は、ただちに競技を中止する。
- オ 競技の特性や会場の地理的条件等により、この申合せによりがたい場合は、各専門部で取扱いを検討し、関係する各学校に周知する。

(3) 選手団結成式

午前9時以降、県内全域又は一部地域に暴風警報が継続されている場合は、結成式を行わない。

(4) 高体連研究大会

午前10時以降、県内全域又は一部地域に暴風警報が継続されている場合は、研究大会を行わない。

2 警戒レベル4以上又は特別警報（以下「特別警報等」という。）が発表された場合の高体連が主催する各種行事の取扱いについて

(1) 各種体育大会（県大会・支部大会・ブロック大会）及び選手団結成式

- ア 大会の前日及び大会開始時刻前に県内に特別警報等が発表された場合は、原則競技を中止する。
ただし、特別警報等の発表された地域が限定的な場合は競技運営について各専門部で検討する。
- イ 大会開始前に特別警報等が解除された場合においても、災害の状況及び気象・交通機関等、安全が確保されることが明確になるまで大会を実施しない。
- ウ 競技中に特別警報等が発表された場合は、原則ただちに競技を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・帰宅経路の状況等の情報収集に努め、生徒の安全を確保する最善の対策（会場留め置き、避難場所への誘導等）を迅速に行う。
ただし、特別警報等の発表された地域が限定的な場合は競技運営について各専門部で検討する。

(2) 高体連研究大会

2の(1) ア、イ に準じて取り扱う。

3 地震の発生が予想される場合の高体連が主催する各種行事の取扱いについて

(1) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）」が発表され、大会前日までに安全が確認されない場合は大会を中止する。

(2) 大会期間中に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）」が発表された時点で大会を中断する。安全確保を確実にするとともに、情報を収集し生徒、来場者に対して必要な情報を伝達する。再開の目途が立たない場合は大会を中止し、交通機関・帰宅経路の状況等の情報収集に努め、最善の対策（会場留め置き、帰宅、避難場所への誘導等）を迅速に行う。

(3) 競技中に大規模地震が発生した場合の対応について

2の(1) ウ に準ずる。